

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三木市は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを講じ宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

兵庫県三木市長

公表日

令和8年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>1. 予防接種に係る事務 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令に定める者について、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定められた予防接種を行う。予防接種の実施及び実費の徴収、健康被害救済の給付、記録の作成と保存に関する事務を行う。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種の実施、予防接種情報の管理等を行う。 新型コロナウイルス感染症に関して、予防接種対象者、発行した接種券情報、及び接種記録等の登録・管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。新型コロナウイルス感染症予防接種の記録に関する証明の交付を行う。</p> <p>2. 健康増進事業に係る事務 健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康診査等を実施し、生活習慣病の予防と疾病の早期発見や健康相談・健康教室・家庭訪問等の保健指導を行い健康づくりを推進する。</p>
③システムの名称	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、 中間サーバ、サービス検索・電子申請システム(マイナポータル)
2. 特定個人情報ファイル名	
健診ファイル、予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一第10項、第49項、第76項、第93項の2・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第40条、第54条、第67条の2・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p> <p>[実施する]</p>

<p>②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 26、56の2、87、69の2、115の2の項 (別表第二における情報照会の根拠) 17、18、19、69の2、70、115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第19条、第30条、第38条の3、第44条 (情報照会の根拠) 第13条、第38条の3、第39条</p>
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>三木市 健康福祉部 健康増進課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>健康増進課長</p>
<p>6. 他の評価実施機関</p>	
<p> </p>	
<p>7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求</p>	
<p>請求先</p>	<p>三木市総合政策部企画政策課 文書・統計係 郵便番号:673-0492 住所:三木市上の丸町10番30号 電話:0794-82-2000 E-mail: kikakuseisaku@city.miki.lg.jp</p>
<p>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</p>	
<p>連絡先</p>	<p>三木市健康福祉部 健康増進課 健康政策係 郵便番号:673-0492 住所:三木市上の丸町10番30号 電話:0794-82-2000 E-mail: kenko@city.miki.lg.jp 三木市健康福祉部 健康増進課 健診予防係 郵便番号:673-0413 住所:三木市大塚1丁目6番40号 電話:0794-86-0900 E-mail: kenko@city.miki.lg.jp</p>
<p>9. 規則第9条第2項の適用 []適用した</p>	
<p>適用した理由</p>	<p> </p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月16日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行ったうえでマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すなどしているため。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む個人情報を取り扱う際には、複数人での確認や上長による最終確認を行った上で漏えい・滅失・既存リスクの無いように厳重に注意して事務を執り行っているため。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月1日	I-7	三木市企画管理部 総務課 文書法制グループ 郵便番号:673-0492 住所:三木市上の丸町10番30号	三木市総務部 総務課 文書・統計係 郵便番号:673-0492 住所:三木市上の丸町10番30号 電話:0794-82-2000 E-mail: somu@city.miki.lg.jp	事後	
令和1年6月1日	I-8	三木市健康福祉部 健康増進課 郵便番号:673-0492 住所:三木市大塚1丁目6番40号 電話:0794-86-0900	三木市健康福祉部 健康増進課 郵便番号:673-0492 住所:三木市大塚1丁目6番40号 電話:0794-86-0900 E-mail: kenko@city.miki.lg.jp	事後	
令和1年6月1日	IV-1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月1日	IV-2		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-3目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-3権限のないもの(も尾職員、アクセス権限のない職員等)よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-4		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-5		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-6目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-6不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-7		十分である	事後	
令和1年6月1日	IV-8		○自己点検	事後	
令和1年6月1日	IV-9		十分に行っている	事後	
令和1年12月18日	I-4-②第3欄	記載なし	第三欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子健康法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報」とある項 69の2項	事前	
令和1年12月18日	I-4-②第1欄	第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められるもの」が含まれる項 70の項	第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められるもの」とある項 69の2項 70の項	事前	
令和1年12月18日	I-4-②(情報提供の根拠)	(情報提供の根拠) 第19条、第30条、第44条	(情報提供の根拠) 第19条、第30条、第38条の3、第44条	事前	
令和1年12月18日	I-4-②(情報照会の根拠)	(情報照会の根拠) 第13条、第39条	(情報照会の根拠) 第13条、第38条の3、第39条	事前	
令和2年12月1日	I-1-③(システムの名称)	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請システム(マイナポータル)	事前	
令和3年3月8日	I-1-②(事務の概要)	1. 予防接種に係る事務 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令に定める者について、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定められた予防接種を行う。予防接種の実施及び実費の徴収、健康被害救済の給付、記録の作成と保存に関する事務を行う。	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令に定める者について、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定められた予防接種を行う。予防接種の実施及び実費の徴収、健康被害救済の給付、記録の作成と保存に関する事務を行う。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種の実施、予防接種情報の管理等を行う。	事前	
令和3年3月8日	I-3(法令上の根拠)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一第10項、第49項、第76項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一第10項、第49項、第76項、第93項の2	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月8日	I-4-②第1欄	記載なし	第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 115の2の項	事前	
令和3年11月30日	I-1-②(事務の概要)			事後	
令和3年11月30日	I-2-③(システムの名称)		健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請システム(マイナポータル)、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年6月25日	I-4-②(法令上の根拠)	記載なし	第三欄(情報提供者)が「厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」とある項 115の2の項	事後	
令和7年1月30日	I-1-②	1. 予防接種に係る事務 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令に定める者について、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定められた予防接種を行う。予防接種の実施及び実費の徴収、健康被害救済の給付、記録の作成と保存に関する事務を行う。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種の実施、予防接種情報の管理等を行う。 新型コロナウイルス感染症に関して、ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者、発行した接種券情報、及び接種記録等の登録・管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。新型コロナウイルス感染症予防接種の記録に関する証明の交付を行う。 2. 母子保健に係る事務 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母性・乳幼児に対する健康診査及び健康指導、訪問指導等を行う。また、低出生体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の徴収に関する事務を行う。 3. 健康増進事業に係る事務	1. 予防接種に係る事務 予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、政令に定める者について、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定められた予防接種を行う。予防接種の実施及び実費の徴収、健康被害救済の給付、記録の作成と保存に関する事務を行う。 また、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)に基づき、新型インフルエンザ等が発生した場合に、特定接種や住民に対する予防接種の実施、予防接種情報の管理等を行う。 新型コロナウイルス感染症に関して、予防接種対象者、発行した接種券情報、及び接種記録等の登録・管理、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。新型コロナウイルス感染症予防接種の記録に関する証明の交付を行う。 2. 母子保健に係る事務 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母性・乳幼児に対する健康診査及び健康指導、訪問指導等を行う。また、低出生体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の徴収に関する事務を行う。 3. 健康増進事業に係る事務 健康増進法(平成14年法律第103号)に基	事前	
令和7年1月30日	I-1-③	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請システム(マイナポータル)、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請システム(マイナポータル)		
令和7年1月30日	I-3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一第10項、第49項、第76項、第93項の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第40条、第54条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項及び別表第一第10項、第49項、第76項、第93項の2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第40条、第54条、第67条の2 ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	
令和7年1月30日	I-5-①	三木市 健康福祉部 健康増進課・ワクチン接種対策室	三木市 健康福祉部 健康増進課	事前	
令和7年1月30日	I-5-①	健康増進課長・ワクチン接種対策室長	健康増進課長	事前	
令和7年1月30日	I-8	三木市健康福祉部 健康増進課・ワクチン接種対策室 郵便番号:673-0413 住所:三木市大塚1丁目6番40号 電話:0794-86-0900 E-mail:kenko@city.miki.lg.jp	三木市健康福祉部 健康増進課 郵便番号:673-0413 住所:三木市大塚1丁目6番40号 電話:0794-86-0900 E-mail:kenko@city.miki.lg.jp	事前	
令和7年1月30日	II-1(いつ時点の計数か)	令和3年11月1日時点	令和6年12月31日時点	事前	
令和7年1月30日	II-2(いつ時点の計数か)	令和3年6月29日時点	令和7年1月16日	事前	
令和7年1月30日	IV-8(人手を介在させる作業)	項目なし	・十分である ・複数人での確認や上長による最終確認を行ったうえでマイナンバーの紐付けを行い、その記録を残すなどしているため。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月30日	IV—11(最も優先度が高いと考えられる作業)	項目なし	・8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策・十分である ・特定個人情報を含む個人情報を取り扱う際には、複数人での確認や上長による最終確認を行った上で漏えい・滅失・既存リスクの無いように厳重に注意して事務を執り行っているため。	事前	
令和8年3月1日	I—1	2. 母子保健に係る事務 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、母性・乳幼児に対する健康診査及び健康指導、訪問指導等を行う。また、低出生体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の徴収に関する事務を行う。 3. 健康増進事業に係る事務 健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康診査等を実施し、生活習慣病の予防と疾病の早期発見や健康相談・健康教室・家庭訪問等の保健指導を行い健康づくりを推進する。	2. 健康増進事業に係る事務 健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく健康診査等を実施し、生活習慣病の予防と疾病の早期発見や健康相談・健康教室・家庭訪問等の保健指導を行い健康づくりを推進する。	事後	
令和8年3月1日	I—2	健診ファイル、母子管理ファイル、予防接種ファイル	健診ファイル、予防接種ファイル	事後	
令和8年3月1日	I—8	三木市健康福祉部 健康増進課 健診予防係 郵便番号:673-0413 住所:三木市大塚1丁目6番40号 電話:0794-86-0900 E-mail:kenko@city.miki.lg.jp	三木市健康福祉部 健康増進課 健康政策係 郵便番号:673-0492 住所:三木市上の丸町10番30号 電話:0794-82-2000 E-mail:kenko@city.miki.lg.jp 三木市健康福祉部 健康増進課 健診予防係 郵便番号:673-0413 住所:三木市大塚1丁目6番40号 電話:0794-86-0900 E-mail:kenko@city.miki.lg.jp	事後	